

**大鹿村内発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果並びに  
環境保全の更新に対する長野県からの助言と事業者の対応方針**

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p><b>1 全般</b></p> <p>計画変更に伴い新たに生じる又は増加するおそれのある環境影響及びその回避・低減措置について、地域住民に対して引き続き丁寧に説明すること。また、仮置きした発生土の搬出見込み、環境保全措置の実施状況並びに事後調査及びモニタリングの結果について、積極的に公表すること。</p>	<p>地域住民の方々に対しては、これまで懇談会等を通じ、盛土の景観イメージや重機の稼働台数などについてご説明してきました。今後も工事の実施に伴い意見があった際は、引き続き真摯に対応してまいります。</p> <p>また、仮置きした発生土の搬出計画については、今後計画が具体化した段階で、地域住民の方々等へご説明していきます。環境保全措置の実施状況並びに事後調査及びモニタリングの結果については、これまで実施してきたとおり、年度ごとにとりまとめのうえ、関係自治体へ送付するほか、当社ホームページにも掲載し、お知らせいたします。</p>
<p><b>2 事業計画</b></p> <p>発生土仮置き場Bの場所は、農地利用の観点に加えて、生活・文化との関わりの深い場であることから、仮置き期間終了後は、景観及び人と自然との触れ合い活動の観点からの地域の要望にも配慮のうえ、速やかな農地への復旧を行うこと。また、現時点で想定される復旧方法を具体的に記載すること。</p>	<p>発生土仮置き場Bの計画変更にあたっては、計画地中央に位置する祠を回避した盛土計画とするなど、地域の要望も踏まえた計画としました。農地への復旧についても引き続き地域の要望に配慮のうえ、仮置き期間終了後速やかに実施します。</p> <p>また、復旧方法は地域の方々との協議中であり、今後も引き続き協議を重ねながら計画を具体化していきます。</p>
<p><b>3 大気質</b></p> <p>「平成30年度における環境調査の結果等について【長野県】」において、発生土仮置き場Bの周辺で比較的高い降下ばいじん量が測定されている状況を踏まえ、改めて原因解明と追加対策の必要性を検討し、盛土計画の変更にあっても環境影響が増加することのないよう、十分な環境保全措置を講じること。</p>	<p>降下ばいじん量の予測は、「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」（平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づき行っていますが、現況の量（バックグラウンド量）は加味しておりません。特に春季については予測値と比べ高い値が測定されましたが、建設機械の稼働台数は他の季節と大きく変わらないことから、花粉や黄砂等自然的な要因による影響を受けていると考えております。</p> <p>降下ばいじん量を抑えるため、工事現場の清掃や散水、仮囲いの設置などの従来の環境保全措置に加え、走行速度の抑制や建設機械の高負荷運転を避けるなどの対策を、必要に応じて講じてまいります。</p>
<p><b>4 地形・地質</b></p> <p>(1) 発生土仮置き場Bの追加部分の盛土について、補強材により安定を確保する計画としているが、施工途中で形状が変化しやすい仮置き場でもあることから、補強材に頼らなくとも安定が保たれる法面勾配を確保し、安全率に余裕を持った構造を検討すること。</p>	<p>追加盛土部分については、造成完了後から撤去開始までの仮置き期間中は発生土の搬出・搬入を行わず、形状が変化しない計画とすることを前提に今回の構造を採用しております。また、施工中においても、「道路土工 盛土工指針（日本道路協会）」等に従い、下層から順番に適切な順序で造成することで安定を確保できると考えております。</p>

**大鹿村内発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果並びに  
環境保全の更新に対する長野県からの助言と事業者の対応方針**

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>(2) 発生土仮置き場Bの追加部分の盛土下部には河床堆積物や旧耕作土が存在しており、小渋川の水位上昇によりこれらの地形が浸食されると盛土の安定性に影響を及ぼすおそれがあるため、土地の安定性を維持するために必要な対策を講じること。</p>	<p>該当箇所河岸は主に露岩で構成されており、地形の浸食のおそれは少ないものと考えております。今後も経過を監視しつつ、必要に応じて河川管理者等の関係機関と相談の上対策を講じていきます。</p>
<p><b>5 動物・植物・生態系</b></p> <p>(1) 重要な種の移植・播種に当たっては、以下の点に留意のうえ生育環境の調査及び移植・播種候補地の環境の調査を行うとともに、引き続き専門家の助言を十分に踏まえて実施すること。なお、植生調査については、コドラートの調査区の設定の考え方やその調査結果を示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形調査については、クリノメーター等を用いて斜面方位や傾斜角を測定し、客観的なデータを取得すること。</li> <li>・光環境調査については、植物の光合成に有効な400nmから700nmまでの波長の光量子束密度を測定し、全天区に対する群落内区の値の相対値である相対光量子束密度を算出して用いること。</li> </ul>	<p>植生調査・地形調査・光環境調査における留意点につきましては、これまでも考慮のうえ、生育環境の調査及び移植・播種候補地の環境の調査を行っており、引き続き専門家の助言を踏まえて調査を行ってまいります。</p> <p>コドラートの調査区の設定は、群落高以上を1辺とする正方形の面積を基本とし、「平成28年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル〔河川版〕」も参考に、設定しております。その調査結果については、必要に応じて今後年度ごとに送付・公表している環境調査の結果等に記載することを検討します。調査では、クリノメーター等を用いて斜面方位や傾斜角を測定するとともに、日照条件については、相対光量子束密度を算出しています。</p>
<p>(2) 盛土計画の変更により、多くのサナギイチゴが代償措置の対象となるため、段階的な移植・播種の実施などリスク分散に努めること。また、移植・播種先の植生遷移が進行しないよう草刈り等の植生管理を行い、サナギイチゴの生育に適した光環境を維持すること。</p>	<p>移植後の生育状況に応じ、専門家等の技術的助言を踏まえ、移植先を複数に分けるなどリスク分散に努めます。また、移植先はサナギイチゴが自生している箇所を選定するなど、生育に適した光環境を維持します。</p>
<p>(3) 猛禽類に対する保全対策の検討に当たっては、保護対象個体の年間繁殖スケジュールを把握した上で、効果的なコンディショニング等の環境保全措置を採用すること。</p>	<p>猛禽類の保全対策として、生息状況や生息環境、年間繁殖スケジュールを把握したうえで、低騒音・低振動型の建設機械の採用やコンディショニングの実施等の環境保全措置を実施します。今後の猛禽類継続調査の結果や専門家等の助言も踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置も検討し、猛禽類への影響を低減してまいります。</p>
<p><b>6 廃棄物等</b></p> <p>発生土の仮置き期間は必要最低限となるよう、発生土置き場及び発生土の有効活用先を早期に十分確保するよう引き続き努めること。</p>	<p>現在、長野県内では公共事業での活用をはじめ、約20箇所地元・地権者をはじめとする関係者との調整を進めてきているほか、県からは随時、追加の候補地を提供していただき、検討しております。</p> <p>引き続き、県と連携し、情報を共有しながら、発生土の仮置き期間が必要最低限となるよう、発生土置き場及び発生土の有効活用先を早期に十分確保するよう努めます。</p>